

”工商年度報告公示制度”と”連合年度報告”

中国では大部分の企業の決算期日は12月31日とされていますが、2015年度の決算期日(2015年12月31日)から早くも半年が過ぎました。現地法人は、決算が確定すると、各行政機関に対して一年間の活動状況に関する報告や届出などの手続きを行う必要があります。この中でも特に重要な手続きが工商年度報告と連合年度報告となります。今回は、これらの手続きについて説明します。

1. 現地法人の決算期日後の手続き

現地法人は決算期日を迎えた後、決算年度の帳簿を確定させるとともに、会計年度監査を受け、年度監査報告書の発行を受けます。その後、決算により確定した帳簿の内容を前提として、企業所得税の確定申告を行うほか、現地法人を監督する各行政機関に対して報告や届出を行うこととなります。

■決算期日後の手続きの概要

法人の 年度 手続き	① 決算の確定、会計年度監査	翌年1月～3月
	② 工商年度報告及び公示	翌年1月～6月
	③ 税関年度報告 (税関登記がある法人のみ)	翌年1月～6月
	④ 企業所得税の年度確定申告及び納税 (還付)	翌年3月～5月
	⑤ 連合年度報告	翌年5月～8月

2. 工商年度報告と連合年度報告

工商年度報告は、企業の活動を管理・監督する工商行政管理部門に対して行う年度報告手続きで、現在ではインターネット上から工商行政管理局が提供するシステム(『企業信用信息公示システム』)にアクセスして行うことができます。一方、現地法人は、工商行政管理部門の他、商務部門、財政部門、税務部門、統計部門などの行政機関の管理・監督を受けていますが、連合年度報告は、列挙した4部門の行政機関に対して、共通の報告システムを利用して行う年度報告手続きとなります。いずれも現地法人を管理・監督する行政機関に対して行う前年度の報告手続きである点で共通しています。

3. 工商年度報告公示制度に関する注意点

工商年度報告は、“工商年度報告公示制度”における一つの手続きであり、年度報告の内容の一部は『企業信用信息公示システム』により公示され、一般人がシステムにアクセスすることにより閲覧可能な状態となります。年度報告の内容については、報告する企業において

一般人の閲覧を可能とするか否かの選択が可能となっていますので、報告に当たっては、一般人に閲覧を認めたくない情報が閲覧可能な状態とならないよう、十分に注意して手続きを進める必要があります。

また、『企業信用信息公示システム』は、年度報告が公示されるだけではなく、工商行政管理局に登録されているすべての企業の登記情報を閲覧できるという点において、ビジネス上
有用なシステムと言えます。しかしながら、このシステムでは、企業の異常状況事項、法令
違反事項等の情報についても閲覧可能な状態となっており、このような情報が公示された場
合には、これを閲覧した第三者の企業に対する信用に影響が生じるものといえます。

工商年度報告公示制度は、制度の運用から2年程度しか経過しておらず、過去の年度報告
が行われないまま忘れられているケースもしばしば見受けられます。しかしながら、期限ま
でに年度報告が行われない場合、『企業信用信息公示システム』では、“異常状況事項”に該
当しており、システム上で閲覧可能な状態となることから考えますと、工商年度報告につい
ては、連合年度報告以上に期限に留意して手続きを行う必要があるものといえます。

【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング(税理士法人成和)では、今後以下の日程にて無料セミナーの開催を予
定しております。参加をご希望の方は、下記の連絡先(担当:西澤)までお問い合わせください。

- 2016年8月16日(火)14:00~16:00(暫定)【定員30名】
テーマ : 中小企業のための中国ビジネス事業再編セミナー(仮題)
会場 : ウィンクあいち(名古屋市) 会議室

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室
電話番号: +86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>